

# 空き家改修に補助金を交付します

雲南市への移住(Uターン)を目的に、空き家を改修される場合に、改修に要した経費の一部を助成します。

## 【補助制度の概要】

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>●市外から雲南市へ移住される方（①～③の全てに該当する方）<ul style="list-style-type: none"><li>① 現在市内に住所を有していない方、または市内に住所を有して1年6月を経過しない20歳以上の方</li><li>② 市外に5年以上居住している方（市内に住所を有して1年6月を経過しない方は、住所を有する前に市外に5年以上居住していた方）</li><li>③ 今後10年以上定住する見込みのある方</li></ul></li><li>●空き家物件の所有者、または所有者から借り受ける地域自主組織、自治会等、NPO法人（上記の方が入居する場合に限ります）</li></ul>
対象経費	空き家の改修に要する経費（消費税は除く）で、その額が50万円以上であること。 ※改修は、住宅の機能向上のために行う修繕、模様替え及び設備改善に限ります（店舗や倉庫等は対象となりません）。
補助金の額	対象経費の2分の1以内（補助金の上限額 50万円※子育て世帯は100万円）
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>●対象となる空き家物件は、雲南市空き家活用制度の登録物件に限ります。</li><li>●施工業者は、雲南市内に事務所、事業所を有する法人、個人事業所に限ります。</li><li>●以下の場合、補助金を返還してもらう場合があります。<ul style="list-style-type: none"><li>① 当該事業により改修を行った空き家を10年未満で取り壊し、または売却したとき。</li><li>② 10年未満で転出または転居したとき（引き続きUIターン者用の住宅として空き家登録を継続する場合を除く）。</li><li>③ 申請日の属する年度と同一の年度内に雲南市に転入しないとき。</li></ul></li></ul>

### 【問合せ先】

雲南市役所 政策企画部 うんなん暮らし推進課

電話 0854-40-1014 / FAX 0854-40-1019

Eメール unnanurashi@city.unnan.shimane.jp